

## 米軍演習による流弾事件に対する抗議決議

去る、2008年12月10日キャンプ・ハンセン米軍実弾演習場から発生した被弾事件は、金武町民、沖縄県民及び日本国民に多大なる衝撃を与えた。我々は、同事件に強い怒りと憤りを禁じ得ない。

同事件で、事件発生日時に関して米軍と沖縄県警で認識が異なっている件について、今年5月22日衆議院外務委員会での警察庁答弁で「発生日時について米軍は4月中旬の協議の場などにおいて沖縄県警が12月10日である旨を説明し、米軍側の理解を得たものと承知している」という事実が判明した。

米軍が示した最終報告書は、事実関係をねじ曲げ、いかにも基地の外で起こった事件であり、セントラル・トレーニング・エリア（CTA）で行われたどんな武器訓練とも関係がないと結論づけている。同報告書はでたらめであり、過去の歴史から絶対に信用できるものではない。又、被害者や証言者、そして伊芸区民の心情を踏みにじる行為であり、絶対に許されるものではない。日米地位協定の問題を放置し、あらゆる米軍事件で政治問題化に発展することを懸念する日米両政府の姿勢は糾弾されなければならない。

沖縄県は全国に類をみない異常ともいえる基地の負担を国策によって強いられている中、日本国憲法で定めた法の下での平等及び生存権が著しく侵害され、国から重大な差別を強いられていることを国の政治を行う関係者は認識すべきである。日米両国政府は事件の重大さを認識し、全容解明に向けて行動し、国民の前に謝罪すべきである。

よって、金武町議会は町民の生命と財産を断固として守る立場から、満身の怒りを込めて抗議するとともに、下記事項の早期実現を強く要求する。

以上、決議する。

### 記

1. キャンプ・ハンセン内レンジ7を含む伊芸地域の基地を全面撤去せよ
1. 日米地位協定の全面見直しせよ

平成21年6月16日  
沖縄県金武町議会

宛 先	
外務大臣	駐日米国大使
防衛大臣	在日米軍司令官
米国大統領	在沖縄米国総領事
国務長官	在日米海兵隊司令官
国防長官	

## 米軍演習による流弾事件に対する意見書

去る、2008年12月10日キャンプ・ハンセン米軍実弾演習場から発生した被弾事件は、金武町民、沖縄県民及び日本国民に多大なる衝撃を与えた。我々は、同事件に強い怒りと憤りを禁じ得ない。

同事件で、事件発生日時に関して米軍と沖縄県警で認識が異なっている件について、今年5月22日衆議院外務委員会での警察庁答弁で「発生日時について米軍は4月中旬の協議の場などにおいて沖縄県警が12月10日である旨を説明し、米軍側の理解を得たものと承知している」という事実が判明した。

米軍が示した最終報告書は、事実関係をねじ曲げ、いかにも基地の外で起こった事件であり、セントラル・トレーニング・エリア（CTA）で行われたどんな武器訓練とも関係がないと結論づけている。同報告書はでたらめであり、過去の歴史から絶対に信用できるものではない。又、被害者や証言者、そして伊芸区民の心情を踏みにじる行為であり、絶対に許されるものではない。日米地位協定の問題を放置し、あらゆる米軍事件で政治問題化に発展することを懸念する日米両政府の姿勢は糾弾されなければならない。

沖縄県は全国に類をみない異常ともいえる基地の負担を国策によって強いられている中、日本国憲法で定めた法の下での平等及び生存権が著しく侵害され、国から重大な差別を強いられていることを国の政治を行う関係者は認識すべきである。日米両国政府は事件の重大さを認識し、全容解明に向けて行動し、国民の前に謝罪すべきである。

よって、金武町議会は町民の生命と財産を断固として守る立場から、満身の怒りを込めて抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 記

1．キャンプ・ハンセン内レンジ7を含む伊芸地域の基地を全面撤去すること

1．日米地位協定の全面見直しを図ること

平成21年6月16日

沖縄県金武町議会

宛 先

内閣総理大臣

内閣官房長官

沖縄・北方対策担当大臣

## 米軍演習による流弾事件に対する要請決議

去る、2008年12月10日キャンプ・ハンセン米軍実弾演習場から発生した被弾事件は、金武町民、沖縄県民及び日本国民に多大なる衝撃を与えた。我々は、同事件に強い怒りと憤りを禁じ得ない。

同事件で、事件発生日時に関して米軍と沖縄県警で認識が異なっている件について、今年5月22日衆議院外務委員会での警察庁答弁で「発生日時について米軍は4月中旬の協議の場などにおいて沖縄県警が12月10日である旨を説明し、米軍側の理解を得たものと承知している」という事実が判明した。

米軍が示した最終報告書は、事実関係をねじ曲げ、いかにも基地の外で起こった事件であり、セントラル・トレーニング・エリア（CTA）で行われたどんな武器訓練とも関係がないと結論づけている。同報告書はでたらめであり、過去の歴史から絶対に信用できるものではない。又、被害者や証言者、そして伊芸区民の心情を踏みにじる行為であり、絶対に許されるものではない。日米地位協定の問題を放置し、あらゆる米軍事件で政治問題化に発展することを懸念する日米両政府の姿勢は糾弾されなければならない。

沖縄県は全国に類をみない異常ともいえる基地の負担を国策によって強いられている中、日本国憲法で定めた法の下での平等及び生存権が著しく侵害され、国から重大な差別を強いられていることを国の政治を行う関係者は認識すべきである。日米両国政府は事件の重大さを認識し、全容解明に向けて行動し、国民の前に謝罪すべきである。

よって、金武町議会は町民の生命と財産を断固として守る立場から、下記事項が速やかに実現されるよう関係機関へ強く働きかけて頂きたいと要請します。

### 記

1. キャンプ・ハンセン内レンジ7を含む伊芸地域の基地を全面撤去すること
1. 日米地位協定の全面見直しを図ること

平成21年6月16日  
沖縄県金武町議会

宛 先

沖縄県知事	公明党
沖縄県議会議長	民主党
衆議院議長	社民党
参議院議長	共産党
自由民主党	国民新党